

平成25年8月7日
監査委員決定

平成25年行政監査実施計画

地方自治法第199条第2項に基づき、平成25年行政監査を次のとおり実施する。

1 監査の対象

「東京都における災害対策～発災直後における組織体制の機能維持について～」

2 監査の目的

東日本大震災の発生を受けて、災害対策に対する都民の関心は高いものとなっている。東京都では、これまでも、都市の機能を維持し、都民の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策の充実を図ってきており、平成24年11月には、東日本大震災の教訓などを反映して、地域防災計画を修正したところである。

そこで、「東京都における災害対策」について監査を実施することとし、平成25年行政監査においては、このうち、応急・復旧対策実施の前提条件となる「組織体制の機能維持」について監査する。

3 監査項目及び観点

各局・所が応急・復旧対策を行うために必要な次の事項について監査する。

- (1) 庁舎の耐震性の確保
- (2) 職員の確保
- (3) 通信の確保
- (4) 電力・燃料等の確保
- (5) 職員の業務環境の確保
- (6) 業務に必要な情報の確保
- (7) 代替計画
- (8) 庁舎における帰宅困難者対策

4 監査対象局

総務局、財務局、福祉保健局、建設局、港湾局、警視庁、東京消防庁、水道局、下水道局

5 監査期間

平成25年9月17日（火）から平成26年1月30日（木）まで（講評を含む。）

6 結果の報告及び公表

監査の結果の報告及び公表は、講評後速やかに行う。

(別紙) 日程表

月	日	曜			
9	1	日			
	2	月			
	3	火			
	4	水			
	5	木			
	6	金			
	7	土			
	8	日			
	9	月			
	10	火			
	11	水			
	12	木			
	13	金			
	14	土			
	15	日			
	16	月			
	17	火			
	18	水			
	19	木	総務局		
	20	金			
	21	土			
	22	日			
	23	月			
	24	火	総務局		
	25	水	総務局		
	26	木	総務局		東京消防庁
	27	金	総務局		東京消防庁
	28	土			
	29	日			
	30	月			
講評		平成26年1月30日(木)			
平成25年9月					

月	日	曜			
10	1	火	総務局		港湾局
	2	水	総務局		港湾局
	3	木	下水道局		港湾局
	4	金	下水道局	福祉保健局	
	5	土			
	6	日			
	7	月	下水道局		建設局
	8	火	下水道局		建設局
	9	水			建設局
	10	木	下水道局		建設局
	11	金		福祉保健局	建設局
	12	土			
	13	日			
	14	月			
	15	火	下水道局	福祉保健局	
	16	水		福祉保健局	建設局
	17	木	総務局	福祉保健局	建設局
	18	金	下水道局	福祉保健局	建設局
	19	土			
	20	日			
	21	月		福祉保健局	建設局
	22	火		福祉保健局	港湾局
	23	水	警視庁	水道局	港湾局
	24	木	警視庁	水道局	東京消防庁
	25	金			
	26	土			
	27	日			
	28	月	警視庁	水道局	東京消防庁
	29	火	警視庁	財務局	
	30	水	警視庁	財務局	建設局ほか
	31	木	警視庁	水道局	東京消防庁

講評

平成25年10月

月	日	曜			
11	1	金		水道局	
	2	土			
	3	日			
	4	月			
	5	火			
	6	水			
	7	木			
	8	金			
	9	土			
	10	日			
	11	月			
	12	火			
	13	水			
	14	木			
	15	金			
	16	土			
	17	日			
	18	月			
	19	火			
	20	水			
	21	木			
	22	金			
	23	土			
	24	日			
	25	月			
	26	火			
	27	水			
	28	木			
	29	金			
	30	土			
講評					
平成25年11月					